

## 要介護認定を受けている方に 障害者控除認定書を交付

「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」などをお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定（要介護度1～5）を受けている方は、所得税法や地方税法における「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができます。昭和18年1月1日以前に生まれた方で、介護保険の要介護認定（要介護度1～5）を受けている方については、申請により「障害者控除対

象認定書」を交付します。  
なお、6か月以上にわたり障がいや寝たきりの状態にあり、複雑な介護を要する方については、申告により「障害者控除」を受けることができますので、「障害者控除対象認定書」は必要ありません。

■問合せ  
○障害者控除対象認定書については、福祉保健課介護保険係（☎47-5555）  
○税に関することについては、町民課町民税係（☎47-2193）

## 「戦没者等特別弔慰金」の支給請求を

戦没者などのご遺族の方に特別弔慰金が支給されます。平成20年3月31日までに、ご請求ください。

○支給対象 戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受け方がいない場合に、次の順番でご遺族一人が対象となります。

■平成17年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による弔慰金の受給権を取得した方

- 2 戦没者などの子  
3 戦没者などと生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者などと生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日現在で遺族以外の方と婚姻したことで姓が変わっている方または、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます）  
4 3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
5 1から4以外の三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます）
- 支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債  
○請求窓口 福祉保健課社会福祉係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）

## 冬の交通安全運動を実施

11月21日～30日

11月21日(水)～30日(金)までの10日間「冬の交通安全運動」が実施されます。夕暮れ時から夜間は、運転者から歩行者などが発見しにくくなります。外出する際は、明るい服装と夜光反射材の着用で、自分の身を守りましょう。この時期の路面状況は、天候や場所によって刻々と変化します。運転者は路面状況に応じたスピードでスリップ事故を防止しましょう。飲酒運転は、重大な犯罪です。家族や地域の取り組みで飲酒運転を追放しましょう。

- 運動の重点
- 夕暮れ時の歩行者と自転車乗用中の交通事故防止
  - 路面状況に応じたスピードダウンとスリップ事故防止
  - 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 飲酒運転の追放



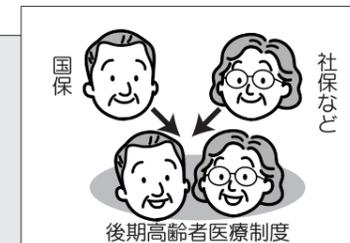
# 平成20年4月から老人保健制度が変わります

## ～後期高齢者医療制度が始まります～

現在、75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の方は、国民健康保険（国保）や社会保険（社保）などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていますが、平成20年4月からは健康保険から全員脱退し、新たな「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

### ◆対象となる方◆

老人保健制度（現行）  
平成20年3月31日まで



後期高齢者医療制度（改正後）  
平成20年4月1日から

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の国民健康保険の被保険者

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の社会保険などの被保険者や扶養となっている方

後期高齢者医療制度の被保険者

### ◆保険証◆

【現在の老人保健制度】  
現在の老人保健制度は、加入している「健康保険証」と、「老人保健法医療受給者証」を病院の窓口で提示して医療を受けます。

【後期高齢者医療制度】  
平成20年4月からの後期高齢者医療制度では、一人1枚の被保険者証で医療を受けます。被保険者証は20年3月末までに郵送予定です。



### ◆運営するところが市町村から「広域連合」へ変わります◆

後期高齢者医療制度は、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営します。広域連合は保険料の決定や、医療を受けたときの給付の決定を行います。町は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収と、申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

### ◆お医者さんにかかるときの自己負担は変わりません◆

後期高齢者医療制度でも、お医者さんにかかるときの自己負担は、老人保健で医療を受けるときと同じく、一般の方は「1割負担」、現役並みに所得のある方は「3割負担」です。

北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番）